

ナマコを想う(その2)

赤嶺 淳 (一橋大学大学院社会学研究科)

(前号より続き)

「ナマコ戦争」のゆくえ？

以上、CoP12からCoP16にいたる10年強にわたってCITESの俎上にあったナマコ類の管理問題についての推移とその背景を略述した。たしかにCoP16をもってCITESにおける「ナマコ戦争」は決着をみた。

しかし、そのCoP16が閉幕した4か月後の2013年7月、IUCNがマナマコやフスクスをふくむナマコ類7種を(絶滅、野生絶滅、深刻な危機のつぎに位置する)危機(EN: Endangered A2bd)に、またチブサナマコなど9種を危機よりも一段階危機度のひくい危急(VU: Vulnerable D2)に指定したように[IUCN 2013]、依然としてナマコ戦争の火はくすぶりつづけている[表1]。

現時点ではまだ十分な分析にいたっていないものの、CITESにおける「ナマコ問題」は、ガラパゴス諸島における「ナマコ戦争」に起因するCoP12からCoP16までの議論とは、保存と保全の分断とでも表現すべき、異次元の世界に突入したような印象をわたしは抱いている。

ナマコ類を消費するのが、中国の食文化圏に限定されているかぎり、その取引のほとんどが国際的な取引(中国への輸出)となる。その意味では、個人的にはナマコ類の管理についてCITESに期待するところは小さくない。しかし、CoP18とCoP19の結果をみるかぎり、残念ながら各締約国政府がナマコ問題を真摯にとらえているとは思えない。CITESは国際取引の監視を通じて野生生物の保全に資するはずであるが、本当にそうした条約たりうるのだろうか？

附属書に掲載することが目的化しているように思えなくもない。この懸念は、板鰓類(サメ類・エイ類)の掲載提案ではなおさらである。

結果をおさらいしておこう。CoP18でイシナマコ類を提案したのは、EU、ケニア、セネガル、セーシェル、米国で[CoP18 Prop. 45]、賛成108、反対30、棄権7(賛成78.3%)で可決された。CoP19におけるバイカナマコ類の提案はEU、セーシェル、米国によってなされ[CoP19 Prop. 42]、賛成97、反対17、棄権15(賛成85.1%)で可決された。附属書の改訂には棄権をのぞいた投票数の3分の2

(66.7%)以上の賛成を必要とするが、その基準を大幅にうわまわる賛成率である。

冒頭に述べたように、この2つの提案に際してFAOが招集した専門家会合にわたしは参加を要請された。同時並行していたサメ類の議事進行については詳細を理解していないが、ナマコ類の場合、招聘された専門家は4名で、昼食をはさみ9時前から5時まで、ひたすら議論と執筆にあてられた。専門家会合に先立つ3週間前にFAOから関連論文が送られてきて、それらに目を通してから参加することになっている。CoP19の場合、2022年6月27日に80点の資料が送られてきた。このなかには、前述したFAOの刊行物4点にNOAAの刊行物1点もふくまれていた。

会合前半におこなった議論では、80点から漏れている論文を共有しあうとともに、未公開の調査データも協議の対象とした(事実、わたしの任務のひとつは、東南アジアのナマコ漁に関する論文をリサーチすることと、伝聞情報をふくむ最新の情報の提供であった)。CoP18のときと同様、CoP19にむけた専門家会合も、SPCが南太平洋地域でおこなってきた資源調査のデータを活用することになった(一部、未公開データをふくむ)。残念なことに東南アジアは断片的なデータが論文として公表されているだけであるし、インド洋については公表された論文数それ自体も心細いかぎりである。それでも入手しうるデータを可能なかぎり

表1 IUCNのレッドリストで絶滅危惧種とされている東南アジアのナマコ類とCITES附属書掲載種

危機度	和名	漢語名	学名	基準	CITES	掲載年月
EN	インドヨウチブサナマコ	猪婆参	<i>Holothuria nobilis</i>	A2bd	II	2020年8月
EN	イシナマコ	石参・烏石参	<i>Holothuria whitmaei</i>	A2bd	II	2020年8月
EN	ハネジナマコ	秃参	<i>Holothuria scabra</i>	A2bd		
EN	オオゴンハネジナマコ	秃参	<i>Holothuria lessoni</i>	A2bd		
EN	バイカナマコ	梅花参	<i>Thelenota ananas</i>	A2bd	II	2024年5月
VU	トゲクリイロナマコ	大烏参	<i>Actinopyga echnites</i>	A2bd		
VU	クリイロナマコ	沙参	<i>Actinopyga mauritiana</i>	A2bd		
VU	クロジリナマコ	烏圓参・烏元参	<i>Actinopyga miliaris</i>	A2bd		
VU	チブサナマコ	猪婆参	<i>Holothuria fuscogilva</i>	D2	II	2020年8月
VU	ヨコスジナマコ	玉参・黄玉参	<i>Stichopus hermanni</i>	D2		

出所：IUCNレッドリストとSpecies+より筆者作成。

網羅して、まさに“best available scientific knowledge”にもとづいて、わたしたちは最終的な判断をくださいました。

関連論文を事前に読んで参加していたとはいえ、A4判59頁におよぶレビューを5日間で書きあげる労力を想像してもらいたい。5日間にわたり精根尽きるまで仕事に没頭できたのは、ひとえに参加者の「ナマコ愛」ゆえのことである。これは冗談ではない。

たしかにバイカナマコは一部の海域では資源量の低下が認められるものの、生息海域全体としては掲載基準に達していないとの判断にわたしたちはいたった。アデカバイカナマコの資源量について減少を示唆するデータはなかった[CoP19 Doc. 89.3 Annex 2a]。和名のついてない *Thelenota rubralineata*—ソロモン諸島ではレモンに似た形状からレモンナマコと呼ばれている—にいたっては、資源評価のデータはおろか、国際取引に関するデータもなく、判断しようがなかった。わたしが同種の存在を知ったのは、CoP19の附属書掲載提案によってであった。これまで東南アジアの生産地と香港・広州の間屋で乾燥ナマコを調査し、今回のパネルのなかでもっとも乾燥品に詳しいことを自負しているものの、同種の乾燥品に遭遇したことがなかった(久しくダイビングをしていないわたしをのぞくパネル・メンバー3名のなかで、水中で同種を観察した経験をもつのは1名のみであった)。

こうして作成されたわたしたちの評価であるが、賛成率85.1%という数字を見るかぎり、締約国が投票するに際してまったく考慮されなかったと考えるべきであろう。なかでも形容しがたい脱力感を覚えざるをえなかったのは、「附属書Iと附属書IIの修正提案に関する事務局の評価」[CoP19 Doc. 89.1]なる文書において、具体的なデータも出典も示すことなく、CITES事務局が附属書IIへの掲載を支持

したことである。

CoP13にはじまり、今回で7回目となるFAOの専門家会合は、商業的に流通している水産動物種の附属書掲載案に関し、締約国が投票するための指針を科学的根拠にもとづいて提示するためのものであり、FAOとCITES事務局との正式な協定にのっとって開催されてきたもの、とわたしは理解している。その意味でも、招聘されたわたしたちはプロフェッショナルな研究者として「個人」の資格で参加するのであって、帰属する政府や組織の利益を代表するものではない。もちろん、わたしたちの見解が「絶対だ」と主張するつもりはない。しかし、CITES事務局がFAOと異なる判断をくださるのであれば、質・量ともにFAOの評価に相当する文書を提示するのが「科学」であろう。

ナマコ類にかぎらず、附属書掲載提案書にはIUCNのレッドリストへの言及が少なくない。こちらは一流の科学者が根拠を示して評価したものであり、傾聴にあたいすべきものである。しかし、すべてを鵜呑みにするのは危険である。たとえば、わたしたちに馴染みあるマナマコ(*Apostichopus japonicus*) [写真4]で考えてみよう。先述したようにマナマコはEN(危機)に分類されている。1960年代、1970年代の漁獲量と2005年の漁獲量を比較した結果、ロシアでは80%、中国では95%、韓国では40%、日本では30%減少していることが、その理由とされている。

たしかに「黒いダイヤ」と喧伝され、密漁の報道に接することがあるとはいえ、「マナマコが絶滅の危機に瀕している」という実感を抱く人は、いったいどれほどであろうか？ 実際に「食べる／食べない」、「買う／買わない」は別としても、「そういえば、最近、ナマコ

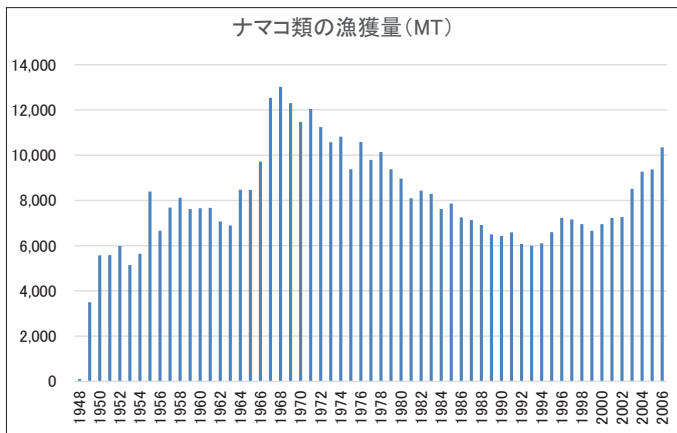
を見ないはわねえ」という危惧をお持ちのかたはいるだろうか？ フィールドワークを主要な研究手法とするわたしは、こうした生活実感に裏づけられた「肌身感覚」を大切にしたいと考えている。

図1に農林水産省の漁業・養殖業生産統計からナマコ類の漁獲量の推移をまとめてみた。残念ながら小泉政権(2001-2006)下の構造改革において水産統計が整理された結果、ナマコ類の水揚げは2006年を最後に集計されなくなってしまった。したがって、2006年の10,344トンが、入手しうる最後(かつ最新)の数字ということになる。たしかに1968年の13,023トンをピークに1993年には5,996トンへと46%に減少しているが、その後に水揚げが増えていることがわかる。ガラパゴス諸島における「ナマコ戦争」の火種がくすぶりはじめたのが1990年代初頭であったことを想起してもらいたい。日本で対中国向けの「ナマコ・バブル」が顕著となったのは、やや遅れて2003年頃からであるが、グラフもその兆候を示唆している。

1960年代は高度経済成長の最中であり、労働力不足による漁獲努力不足や沿岸開発などにより、日本の漁業が衰退していく時期に相当する。1990年代初頭に底をうち、その後の水揚げが上向いていることを考えると、1969年以降のマナマコの漁獲減少の一部は、過剰漁獲というよりも、むしろ海域環境の変化とともに都市部への人口流



[写真4] 檜山漁業協同組合乙部支所(檜山郡乙部町)が製造した「檜山海参」。2020年3月に農林水産省の地理的表示保護制度(GI)に登録された(2019年3月)。



出といった漁獲努力の低減に求めることができる(1960年代初頭には70万人ちかくもいた漁業者は、2020年現在、13.5万人しかない)。

つまり、漁獲量の推移は資源状態を推測する多様な指標のひとつにすぎず、漁獲量の減少だけをもって資源量を推定するのは的外れなこともある、ということだ。IUCNでマナモコの評価をおこなったのは、世界のナマコ研究を牽引する生物学者である。しかし、ナマコ類を研究する生物学者が、ベントス類の漁業に通じているとはかぎらない。しかも、生活体験も、調査経験のない日本のことだとしたら……だからこそ、食料の安全保障を任務とするFAOが、生物学者はもちろんのこと、漁業の専門家をはじめとする多様な研究者を招聘して専門家会合を開催してきたわけである。

保存に傾くCITESやIUSNの姿勢を嘆いていてもはじまらない。本稿を終えるにあたり、日本政府なり日本のNGOなりが、今後、なすべきことを指摘しておきたい。CoP18とCoP19では、FAOの専門家会合の結論とCoPの結論が異なるとはいえ、まがりにも専門家会合が任務を果たしたの、長年にわたってSPCが蓄積してきたデータが存在していたからである。残念なことに日本政府はナマコ類の生産統計を放棄してしまった。これではナマコ類の生産動向も把握しようがない。その状況は沖縄から東南アジア、インド洋に

かけての熱帯性ナマコも同様である。貿易統計はあっても、種ごとの統計があるわけではない。

表1に示したように、これからもナマコ類が提案される可能性を考えると、

なによりも信頼性の高いデータを蓄積していくことが肝要である。そのために日本がやるべきことは少なくない。琉球弧における資源評価にはじまり、SEAFDECを通じた東南アジア各国との研究協力は、いまずぐにでも開始し、順次、しかるべき媒体に公表していくべきである。残された時間は長くない。できるところから、はじめていくしかない。愛すべきナマコ類の持続可能な利用のために。

参考文献

赤嶺淳、2010、『ナマコを歩く—現場から考える生物多様性と文化多様性』、新泉社。
 赤嶺淳、2013、「能登なまこ供養祭に託す夢—ともにかかわる浜おこしと環境保全」、赤嶺淳編、『グローバル社会を歩く—かかわりの人間文化学』、新泉社、20-71頁。
 赤嶺淳、2016a、「ナマコとともに—モノ研究とヒト研究の共鳴をめざして」秋道智彌・赤坂憲雄編、『人間の営みを探る』、玉川大学出版部、114-148頁。
 赤嶺淳、2016b、「ケーススタディ・ナマコ」、中野秀樹・高橋紀夫編、『魚たちとワシントン条約—マグロ・サメからナマコ・深海サンゴまで』、文一総合出版、187-199頁。
 Bruckner, Andrew W. ed. 2006. *Proceedings of the CITES Workshop on the Conservation of Sea Cucumbers in the Families Holothuridae and Stichopodidae: 1-3 March 2004*

Kuala Lumpur, Malaysia. NOAA Technical Memorandum NMFS-OPR-34, Washington D.C.: U.S. Department of Commerce.

Food and Agriculture Organization of the United Nations (FAO). 2010. *Putting into Practice an Ecosystem Approach to Managing Sea Cucumber Fisheries*. Rome: FAO.

IUCN, 2013, IUCN Red List of Threatened Species. Version 2013.1. www.iucnredlist.org

Lovatelli, Alessandro, Chantal Conand, Steven Purcell, Sven Uthicke, Jean-Francois Hamel and Annie Mercier eds. 2004. *Advances in Sea Cucumber Aquaculture and Management*. FAO Fisheries Technical Paper 463, Rome: FAO.

Purcell, Steve. 2010. *Managing Sea Cucumber Fisheries with an Ecosystem Approach*. FAO Fisheries and Aquaculture Technical Paper 520. Rome: FAO.

Purcell, Steve, Yves Samyn, and Chantal Conand eds. 2012. *Commercially Important Sea Cucumbers in the World*. FAO Species Catalogue for Fishery Purposes 6. Rome: FAO.

Species Survival Network (SSN). 2002. CITES Digest, Vol. 3, Issue 3: 33.

Toral-Granda, Veronica. 2008. "Galapagos Islands: A hotspot of sea cucumber fisheries in Latin America and the Caribbean." In Toral-Granda et al. eds. 2008: 231-253.

Toral-Granda, V., A. Lovatelli, and M. Vasconcellos eds. 2008. *Sea Cucumbers: A Global Review of Fisheries and Trade*. FAO Fisheries and Aquaculture Technical Paper 516, Rome: FAO.

CITES第77回常設委員会が開催される



はじめに

CITES第77回常設委員会(SC77)が、11月6日から10日の日程で、スイス・ジュネーブで開催されました。近年のCITES締約国会議はおおよそ3年に一度の間隔で開催されており、次回の第20回締約国会議(CoP20)は2025年後半の開催が予定されています。さらに、次回締約国会議までの間に、常設委員会(SC)並びにCITESの科学委員会に相当する動物委員会(AC)と植物委員会(PC)の会合が、2回程度開催されることになっています。これらの会合では、昨年11月に開催されたCoP19でSCやACに検討が指示された事項についての議論が行われ、その検討結果がCoP20へ報告されることになるため、次回締約国会議に向けた重要な準備のための会合となります。また、最近では、締約国会議から課される検討課題が多岐に渡るため、通常の会議に加え、特定の課題について電子メールを活用した閉会期間中の作業部会が多数設けられています。

ここでは、今回のSC77における議論について、水産に関する課題を中心に報告します。

1. 海からの持込み

「海からの持込み」とは、公海で捕獲・採捕されたものをいずれかの国に輸送することをいい、輸出入等の通常の貿易行為と同様にCITESによる規制対象となります。

近年、附属書に掲載される水棲

生物の数が増加していることも背景に、海からの持込みに関するCITES事務局への問い合わせが増加しているため、特に頻繁に問い合わせのある10の質問についての回答を最終化し、CITESのHPへの掲載を検討することになりました。海からの持込みについては2024年にワークショップも予定されており、さらに議論が進められることとなっています。

2. サメ・エイ類

今回の会合では、各国の附属書の実施状況についての報告と議論がありました。具体的には、

①モルディブが関与するヨゴレについて、CITES許可書が添付されていない取引や未報告取引が行われていることが示唆されるため、ヨゴレの漁獲量と取引データの不一致に関する分析、歴史的にヨゴレを漁獲及び取引している締約国における、ヨゴレのCITES附属書の実施状況や海からの持込みに関する情報収集等を行うことが求められました。その際、ヨゴレだけに焦点を当てるのではなく、外洋性サメ類や附属書IIに掲載されたすべてのサメ類を対象に対処していく必要があるとの発言もみられ、外洋性サメ類を漁獲するすべての締約国に対し、ヨゴレのCITES附属書の実施状況について情報提供を求めることとなりました。

②エクアドルからペルーに輸出されるフカヒレには附属書II掲載のサメ類も含まれていますが、ペルーとエクアドルそれぞれから報告された取引量データに不一致が見られること等から、エクアドルがNDF(種の存続を脅かさないという科学的助言)及び合法性証明の実施を確保するまで、CoP19以前に附属書IIに掲載されたサメ・エ

イ類についてエクアドルとの取引を停止すること、エクアドルとペルーはCITESを実施する枠組みを強化すること等が合意されました。

3. ウナギ類

EU等からヨーロッパウナギの違法取引について懸念が示されるとともに、ヨーロッパウナギの保全と管理に関する勧告草案を検討するための作業部会が設立されることとなりました。作業部会における議論は、ヨーロッパウナギだけでなくウナギ属すべてを対象とすることが合意されました。会議中に、ユーロポールによるヨーロッパウナギの違法取引検挙に対し感謝状授与のセレモニーがあり、違法取引に対する高い関心を実感しました。

4. ウミガメ類

ウミガメ類については、各国から提出された自国のウミガメ類の管理状況に関する回答をとりまとめた事務局文書が報告されるとともに、これまでに提出された関連文書や通知に対する回答をレビューし、CoP20に提出するSCの勧告案を作成するための閉会期間中の作業部会の設立が合意されました。

終わりに

今回のSC77は、2025年2月3日から8日まで、今回と同じスイスのジュネーブで開催される予定です。なお、次回締約国会議については未だ招待する国がなく、事務局長より2025年後半開催の立候補を要請する発言がありました。